

財産戦略デザイナー®として活躍するための ガイダンス

株式会社継志舎
エグゼクティブ・財産戦略デザイナー®
石脇俊司

協力 ・ 共有 ・ 共創

マーケットは競合しない！
みなで一緒に伸びていきましょう！

協力

財産戦略デザイナー®の仲間を増やし、大きな協力体制を作る

共有

お客さまの目的を実現するために、1人でできることは限られているから、
仲間の知恵と力を得る

共創

財産戦略デザイナー®同士や外部の専門家などと連携し、
お客さまに新たな価値を創造する

財産戦略デザイナー®それぞれが、自身の特性を活かして、お客さまに安心・円満・富をもたらす

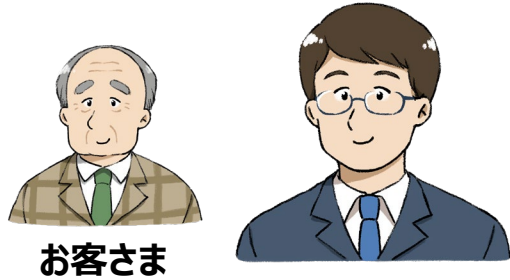
財産戦略デザイナー®は、

- ① お客様の財産の戦略デザインを作成する
- ② 作成したお客様の財産の戦略デザインの実行支援をする

お客様が望む未来を実現できるよう、
お客様の事情にあわせて、
財産の管理・運用・処分と財産の相続における
お客様の課題を解決する手段・段取りを決定できるよう、
財産の戦略を作る

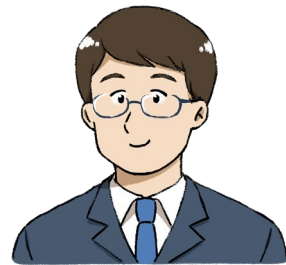
財産戦略デザイナー倫理規程 第1条

財産の戦略デザインの4つの手順



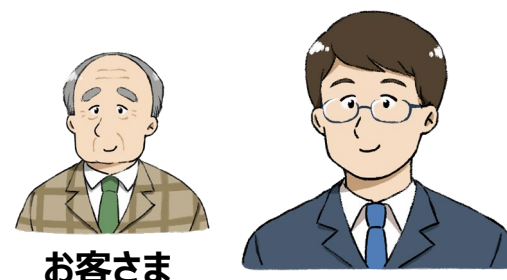
お客さま

手順1：思いと事実を把握、整理し、分析
『思い』と、
財産・家族の『事実』を把握。
把握したことを整理する。
整理したことを、分析する



手順2：整理・分析から課題を推測
整理・分析したことから、
お客さまの課題と考えら
れることを推測し列挙する

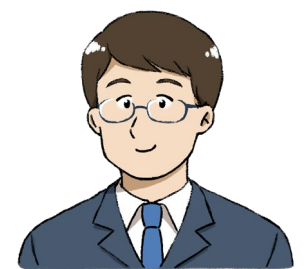
課題1：●●●●●
課題2：■ ■ ■ ■
課題3：○ ○ ○ ○ ○



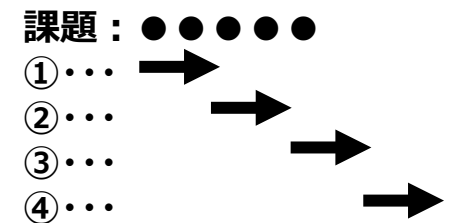
お客さま

手順3：課題の特定
推測した課題を説明し、
お客さまが理解。
お客さまが解決したいと
思う課題を特定する

短期的な課題
●●●●●
中・長期的な課題
○ ○ ○ ○ ○

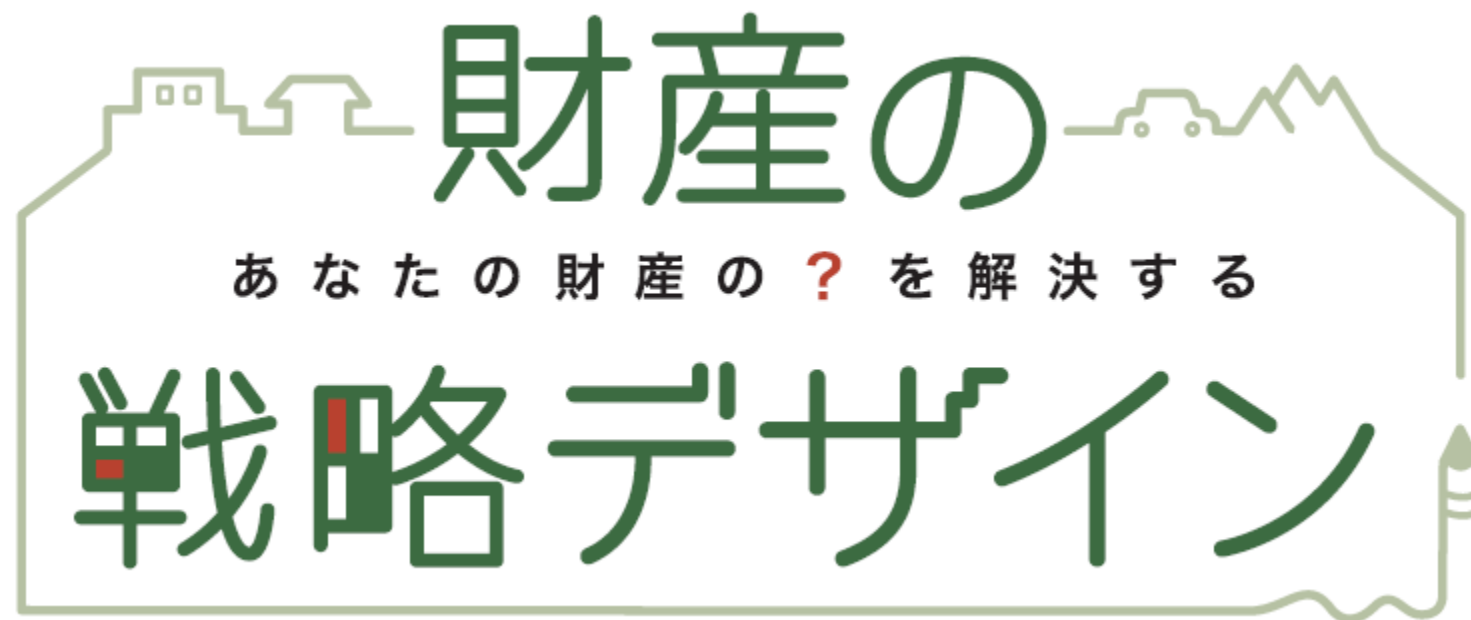


手順4：課題解決のロードマップ
お客さまが特定した課題
の課題解決ロードマップ
を作成する



4つの手順を見える化します

石脇 俊司 様



株式会社 継志舎

2023年8月1日

はじめに



財産の戦略デザインは、

あなたの財産に、
安定と富の積み上げをもたらし、
あなたとあなたの家族に、
安心と円満をもたらします。

- 安定** : 変動が少ない。未来に存続しつづける。流動性が確保されている。
- 富の積み上げ** : 根拠をふまえて着実に増えていく。
- 安心** : リスクがコントロールされていて、いつも安心していただける。
- 円満** : おだやかに。家族皆が満ちたりる。



思い

実現したいこと

- 世界一周旅行をしたい
- 生涯現役で働き続けたい
- 株式の取引で儲けたい
- 不動産の家賃収入を得続けたい
- ずっと自宅に住み続けたい
- 夫婦円満の生活

心配なこと

- 子供たちの相続税負担が大きくなるか
- 遺産の分割でもめるのでは
- 後継者が社長になりうまく事業を進められるか
- 老後生活が豊かに暮らせるか
- 妻が最後まで元気で楽しく過ごせるか
- 高齢になったときに資産の管理は誰がしてくれる

事実

資産種類		金額(万円)
現金・預金		1,500
金融商品	株式	500
	債券	200
	投資信託	500
自社株式		10,000
不動産	自宅	2,000
	賃貸不動産	10,000
その他	貸付債権	3,000
	金	300
合計額		28,000

		名前	年齢	職業等	
本人		石脇俊司	65	会社オーナー	
配偶者		石脇 妻	64	会社役員	
子	続柄	名前	年齢		
	長男	石脇太郎	38	子の配偶者	有
				子の子供の人数	2
	長女	石脇花子	35	子の配偶者	有
			子の子供の人数	1	
	次男	石脇次郎	33	子の配偶者	無
				子の子供の人数	0

「思い」と「事実」からの課題

- ☐ 相続税課税可能性 有
相続人：4名
基礎控除額：5,400万円
- ☐ 後継者への資産承継
- ☐ 家族への資産承継
- ☐ 資産管理・運用
- ☐ 遺留分侵害
- ☐ 納税資金
- ☐ 相続税課税対象額拡大
- ☐ 流動性資産不足

『思い』の整理と分析



実現したいこと
心配なこと



家族との生活

夫婦円満の生活

ずっと自宅に住み続けたい

妻が最後まで元気で過ごせるか

老後生活が豊かに過ごせるか

仕事

生涯現役で働きたい

後継者が社長になりうまく事業を
勧められるか

財産

株式の取引で儲けたい

不動産の家賃収入を得続けたい

子供たちの相続税負担が大
きくならないか

遺産の分割でもめるのでは

高齢になったとき資産管理は
誰がしてくれる

趣味・楽しみ

世界一周旅行をしたい

思いの分析

実現したいこと

夫婦・家族で楽しく充実した生活をずっと続けていきたい

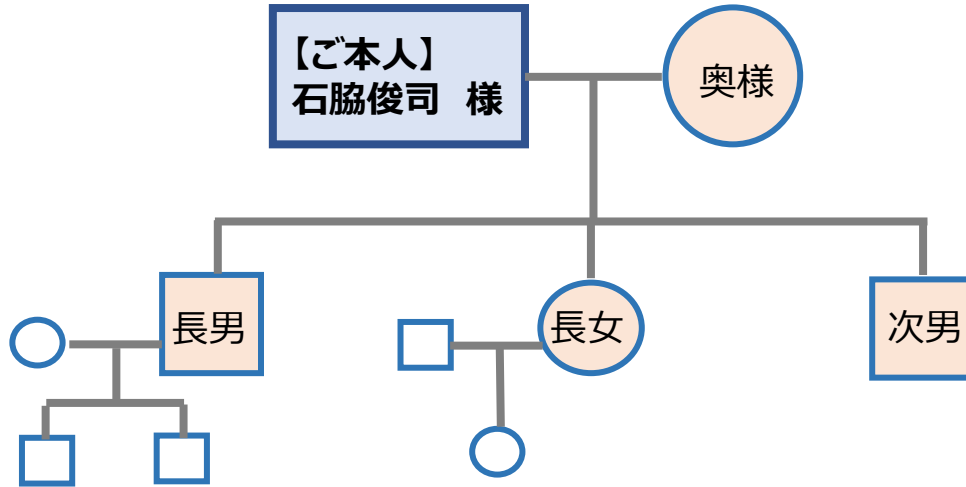
心配なこと

事業承継・相続に心配がある
高齢になったときの生活と資産管理に不安がある

『事実』の整理と分析



家系図



- 相続税課税対象資産額：24,000万円
(生命保険非課税枠：2000万円)
- 相続税の総額：3,350万円

個人財産の内訳

資産区分	(万円)	資産区分	(万円)
流動性資産	3,000	借入金	5,000
割合	10%		
受取保険金	3,000	純資産	26,000
割合	10%		
準固定性資産	13,000		
割合	42%	固定資産	12,000
固定資産	12,000		
割合	39%		
31,000		31,000	

自社株式・会社への貸付金は、
準固定性資産に位置付ける

個人財産のバランスシート（B/S）

流動性資産	借入金
固定性資産	純資産
	相続税課税対象

事実の分析

現在の財産内訳から、相続税の納税は可能と思われます。
しかし、自社株も含めた固定性資産の割合が多いため、相続時の遺産分割についてあらかじめの準備が必要と思われます。



会社のB/S



資産合計
50,000万円

負債・純資産合計
50,000万円

会社株主名簿

発行済み株式総数	100	
株主	株数	株主の属性
石脇俊司	80	代表取締役
石脇 妻	10	代表取締役の配偶者
石脇太郎	5	代表取締役の長男
鈴木一郎	5	取締役
	100	

種類株式の発行は、無し

定款事項

- 取締役会の設置は、無し
- 代表取締役は取締役の互選
- 相続時、株式の買取請求ができる
- 株式の譲渡承認は株主総会

事実の分析

会社B/Sでは、純資産額の割合が高いです。
 今後の自社株の価値の上昇に向けて、事業承継への対応が必要と考えます。
 親族以外の少数株主がいます。少数株主といえども、株主権の行使により会社運営に問題となることがあります。少数株主への対応検討は必要と考えます。
 現在の株主構成は、会社運営に安定的ですが、承継への課題の検討は必要と考えます。
 株式承継を検討しながら定款内容の検討も必要と考えます。

整理と分析より推測した課題



短期

突然に亡くなったときの財産承継への備え

- ☐ 自社株の承継
- ☐ 賃貸不動産の承継
- ☐ 会社借入金の連帯保証債務の承継
- ☐ 妻の老後生活費用の確保

突然に亡くなったときの会社経営

- ☐ 誰が代表取締役役に就任するか
- ☐ 取締役の選任
- ☐ 少数株主への対応
- ☐ 会社運転資金の確保

中・長期

賃貸不動産の管理

- ☐ 建物維持（修繕）・建替えへの対応
- ☐ 所有者が高齢になることで管理できなくなることへの備え

相続時の財産承継

- ☐ 自社株を後継者に集中して承継する
- ☐ 今後、株価が上昇することへの対応
 - ☐ 相続税納税資金の確保
 - ☐ 後継者の遺留分侵害への対応

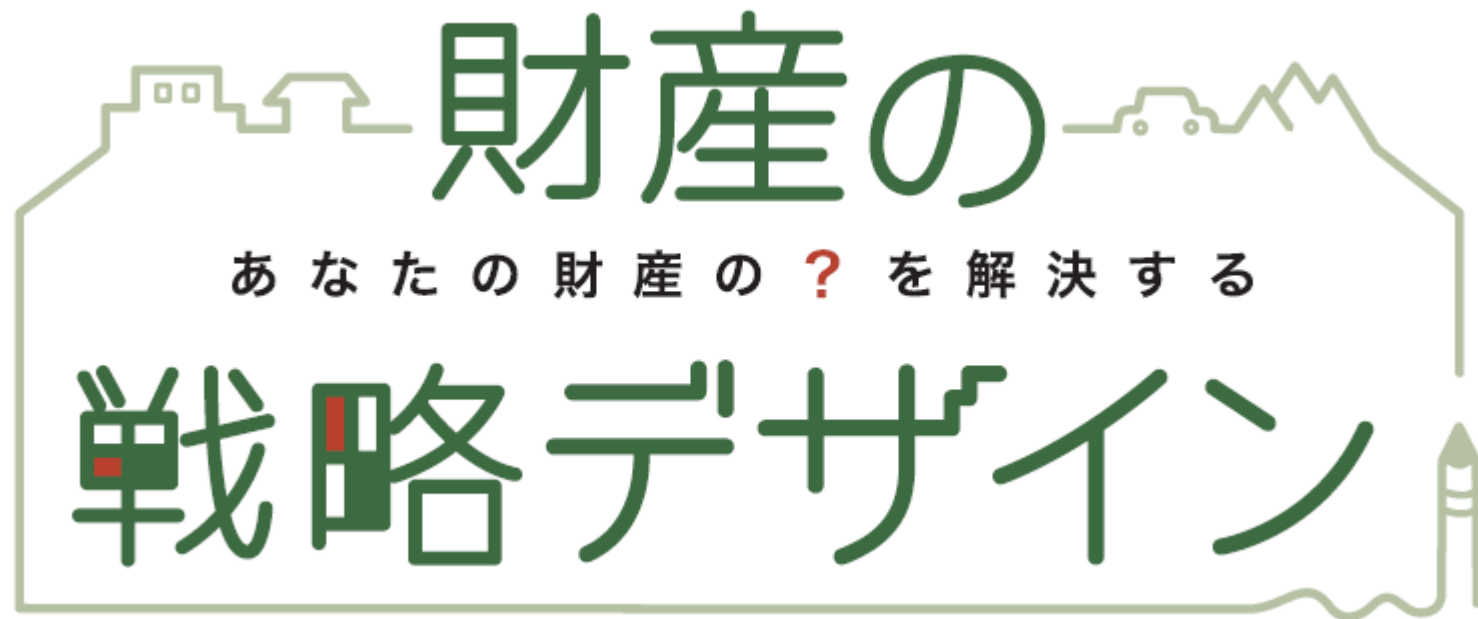
上記の課題のうち、解決したいとお考えの課題をお選びください



1. 総合資産管理分析表 (Wealth Management Workstation)



別紙をご確認ください



財産の

あなたの財産の？を解決する

戦略デザイン

課題解決のロードマップ°

課題解決のロードマップ（サマリー）



短期の課題解決

項目	解決にむけた行動	担当専門家
☐ 自社株の承継先	☐ 遺言、信託の検討	〇〇弁護士 〇〇税理士 □□アドバイザー
☐ 賃貸不動産の承継先の決定	☐ 遺言、信託の検討	
☐ 社長急逝時の会社の負債を返済	☐ 会社契約の社長の生命保険の内容確認	□□保険 〇〇さん
☐ 急逝時の妻の老後生活資金の確保	☐ 急逝時のキャッシュフロー表を作成	

中・長期の課題解決

項目	解決にむけた行動	担当専門家
☐ 賃貸不動産の老朽化への対応	☐ 不動産賃貸管理の方針を再検討	□□不動産
☐ 所有者が高齢になったときの管理方法	☐ 事業承継の方針を決めていく	〇〇税理士 〇〇弁護士 □□保険 〇〇さん
☐ 自社株承継の相続税納税資金への対応	☐ 納税資金対策	
☐ 相続時、家族へ承継する資産の検討	☐ 生命保険、計画的な贈与	
	☐ 遺産分割方針を決めていく	
	☐ 遺言、信託などの検討	

詳細は、別紙、課題ごとにまとめたロードマップをご確認ください

課題解決のロードマップ【個別】

短期的に対応が必要な課題：自社株の承継先

社長に万が一の事態が生じた場合のリスクを回避する目的

課題解決に向けたアクション	担当者	1月			2月			3月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30
後継者について社長の意向確認	□□アドバイザー		●							
自社株の相続税評価額を試算	○○税理士		→ ●							
社長の保有財産の相続税評価額を算出	○○税理士		→ ●							
家族への財産承継について社長の意向確認	□□アドバイザー					●				
遺言案の検討	○○弁護士					→ ●				
遺言ではなく信託を利用することの検討	○○弁護士					→ ●				
遺言又は信託の公正証書の作成	○○弁護士							→ ●		

課題解決のロードマップ【個別】

中・長期的に対応が必要な課題：自社株の承継先 自社株承継の相続税納税資金の確保

課題解決に向けたアクション	担当者	1月			2月			3月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30
後継者について社長の意向確認	□□アドバイザー		●							
自社株の相続税評価額を試算	○○税理士		→ ●							
社長の保有財産の相続税評価額を算出	○○税理士		→ ●							
家族への財産承継について社長の意向確認	□□アドバイザー					●				
意向をふまえた財産分割での相続税の試算	○○税理士					●				
後継者の納税資金の確認	□□アドバイザー					●				
納税資金確保の方法を検討	□□アドバイザー						●			
社長の生命保険契約状況の把握(個人・法人)	□□保険							●		
役員退職金制度の有無の確認	□□アドバイザー							●		
役員退職金を確保する方法を検討	□□アドバイザー							●		
生命保険契約の見直し	□□保険							→ ●		

見直した生命保険契約を今後継続して支払う
役員退職金積立てに向けて、今後継続して資金を準備していく

財産戦略デザイナー®の経験を共有して協力しながらともに伸びる

研修・面談の要件

実務の要件

エグゼクティブ
財産戦略デザイナー

エグゼクティブ
財産戦略デザイナーとの面談

財産戦略デザイン実施状況を
ヒアリングし、実務レベルを確認
(チェック項目あり)

財産戦略デザイナーの
実務を支援

財産戦略デザイナー
実践講座講師

財産戦略デザイナー
地位向上、普及活動

財産戦略デザインの実務
を促進するツール作成

シニア
財産戦略デザイナー

財産戦略デザイナー
実践講座受講

エグゼクティブ
財産戦略デザイナーとの面談
顧客本位の財産戦略デザイナー
どのように仕事をしていくか

財産の戦略デザインの実務
財産戦略デザイナーとして
10件の財産の戦略デザイン
を作成

財産戦略デザイナー

財産戦略デザイナー認定
確認テストで合格

財産戦略デザイナー 基礎講座
7講座を受講

財産戦略デザイナー®会員専用サイト

ツール ・ 提案資料 ・ 契約書のひな形
研修 ・ 研修用資料

1. 毎月、無料面談
2. 共同して受任
3. 業務を委託

1. テーマを決めた研修

毎月月末に実施。60分のセミナー。参加は無料。
会員専用サイトに掲載

2. スキルアップ研修

財産戦略デザイナー マトリックスチャレンジ（有料 10月開講予定）。

5つのテーマ

【相続、事業承継、不動産、金融商品運用、生命保険】

テーマごとに細分化した内容で、法律解説、事例、活用方法などの講座を提供

3. 財産戦略デザイナー®研究会

法律、税務、資産に関する実務について実績ある専門家を講師に研修。
事例検討、ツールの検討。

2回/年実施予定（第1回研究会を9月下旬に開催予定）。

ご留意事項

- 本資料は、作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
- 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承ください。
- 本資料は、情報を提供するために作成したものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務に関する相談、法律に関する相談については、本資料を取得された方ご自身の責任で弁護士、会計士、税理士などの各専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
- 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
- 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、本資料を取得した方が作成した写しは破棄されるものとします。本資料を取得された方及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日：令和5年8月7日